

京都市告示第197号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の29第2項第5号及び第7号の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援事業者の指定を取り消します。

令和8年6月25日

京都市長 松井孝治

事業者の名称	事業所の名称及び事業所番号	事業所の所在地	サービス種別	取消年月日
株式会社フィオレット	支援相談ブロッサム 2630381594	西京区嵐山上海道 町66番地10 フェリーチェ嵐山 2階	計画相談支援	令和8年 7月1日

(保健福祉局保健福祉部監査指導課)